

た審査のし手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 9 この条例の施行前にした行為並びに附則第3項、第5項及び第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する旧条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 10 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3中 「情報公開審査会の委員  
個人情報保護運営審議会の委員」 を 「情報公開審査会の委員」 に改める。

(長野県景観条例及び長野県豊かな水資源の保全に関する条例の一部改正)

- 11 次に掲げる条例の規定中「長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

- (1) 長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第9条第1項  
(2) 長野県豊かな水資源の保全に関する条例(平成25年長野県条例第11号)第11条  
(長野県情報公開条例の一部改正)

- 12 長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第14条第2項第1号中「同条第3号ただし書」を「同条第4号ただし書」に改める。

(政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

- 13 政務活動費の交付に関する条例(平成13年長野県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「第3号」を「第4号」に改める。

(長野県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

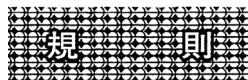
- 14 長野県公文書等の管理に関する条例(令和2年長野県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第2条第3号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。

第14条第1項第1号の「第3号」を「第4号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改める。

第19条第2項中「同条第3号ただし書」を「同条第4号ただし書」に改める。

情報公開・法務課



長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年10月20日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

### 長野県人事委員会規則第10号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

長野県職員の退職手当に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

- 第1条の3第2号中「附則第20項」を「附則第4項」に改め、同条第3号中「附則第21項」を「附則第5項」に、「退職手当条例附則第5項第1号」を「同項」に改め、同条第4号中「附則第22項」を「附則第6項」に改め、同条第5号中「附則第27項」を「附則第11項」に改め、同条第6号中「附則第28項」を「附則第12項」に改める。

- 第7条第1項中「の各号」を削り、同条第2項中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「」に「」に医師の証明書その他の前項各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び」に改め、同条第3項中「申出は、」の次に「当該申出に係る者が」を加え、同条第6項中「その旨」を「、その旨」に、「において」を「おいて、」に、「うえ」を「上」に改め、同項第1号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「うえ」を「上」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項ただし書の場合における第2項に規定する申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。  
第7条に次の2項を加える。
- 8 第2項に規定する申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて同項に規定する任命権者に提出しなければならない。
- 9 前項の規定は、第7項の場合及び第3項ただし書の場合における第2項に規定する申出について準用する。  
第7条の次に次の3条を加える。  
(退職手当条例第10条第4項に規定する人事委員会が定める事業)
- 第7条の2 退職手当条例第10条第4項に規定する人事委員会が定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。  
(1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、退職手当条例第10条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの  
(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの  
(3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと退職時の任命権者が認めたもの  
(退職手当条例第10条第4項に規定する人事委員会が定める職員)
- 第7条の3 退職手当条例第10条第4項に規定する人事委員会が定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。  
(1) 退職手当条例第10条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員  
(2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして退職時の任命権者が認めた職員  
(支給の期間の特例の申出)
- 第7条の4 退職手当条例第10条第4項に規定する当該退職の日後に事業を開始した職員又は前条に規定する職員による申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他退職手当条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて退職時の任命権者に提出することによって行うものとする。
- 2 前項に規定する申出(以下この条において「特例申出」という。)は、当該特例申出に係る者が退職手当条例第10条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 任命権者は、特例申出をした者が退職手当条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、受給資格証及び支給台帳に必要な事項を記載した上、受給資格証を返付しなければならない。
- 4 前項の規定により受給資格証の返付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を退職時の任命権者に届け出るとともに、受給資格証を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、受給資格証及び支給台帳に必要な改定をした上、受給資格証を返付しなければならない。  
(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合  
(2) 退職手当条例第10条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合
- 5 第7条第8項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第2項ただし書の場合における特例申出に、第7条第4項及び第5項の規定は、第2項ただし書の場合における特例申出について準用する。

別表のイの第1号区分の項中

「(5) 平成18年4月1日以後適用されている任期付職員条例(以下「平成18年4月以後の任期付職員条例」という。)第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の6号俸以上の給料月額を受けていたもの

を

「(5) 警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。)により職員となつた者のうち、平成18年4月1日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成18年4月以後の一般職給与法」という。)の公安職俸給表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であつたもの

(6) 平成18年4月1日以後適用されている任期付職員条例(以下「平成18年4月以後の任期付職員条例」という。)第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の6号俸以上の給料月額を受けていたもの

に、「(6)」を「(7)」に、「(7)」を「(8)」に改め、

同イの第2号区分の項中

「(8) 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の5号俸の給料月額を受けていたもの

を

「  
 (8) 特定任命により職員となった者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの  
 (9) 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の5号俸の給料月額を受けていたもの  
 」に、「(9)」を「(10)」に改め、同イの第3号区分

の項中 「  
 (10) 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の4号俸の給料月額を受けていたもの  
 」を

「  
 (10) 特定任命により職員となった者のうち、平成18年4月以後の一般職給与法の公安職俸給表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの  
 (11) 平成18年4月以後の任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表の4号俸の給料月額を受けていたもの  
 」に、「(11)」を「(12)」に、「(12)」を「(13)」に改める。

様式第13号中 「  
 5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの  
 」を

「  
 5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの  
 6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練  
 」に改める。

様式第25号中「(第7条関係)」を「(第7条、第7条の4関係)」に、

「  
 受給期間延長申請書  
 」を

「  
 受給期間延長等申請書  
 」に、

「  

職業に就くことができない理由	
----------------	--

  
 」を

「  

この申請書を提出する理由	1 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため 2 事業を開始等したため  具体的理由 ( )
--------------	---

  
 」に、「理由が」を「の1の理由が」に、「期間」

を「期間又は事業を実施する期間」に、「の規定」を「(第7条の4第1項)の規定」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定、同条の次に3条を加える改正規定並びに様式第13号及び様式第25号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定（様式第13号及び様式第25号の改正規定を除く。）に限る。）による改正後の長野県職員の退職手当に関する規則の規定は、令和4年7月1日から適用する。

人事委員会事務局